

19監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成19年8月20日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月20日

福岡市監査委員	妹	尾	俊	見
同	市	木		潔
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査結果と措置の件数

19監査公表第2号（平成19年2月1日付 福岡市公報第5424号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・54件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

（1）市民局

監査の結果	措置の状況
<p>契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託契約等代金の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 17 年度の委託契約及び物品購入代金の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理等を行うよう十分注意されたい。 （指導課）</p>	<p>支出事務の遂行に当たっては、債権者へ請求書の早期提出を促すなど、その事務処理に遅滞が生じないように留意していく。</p> <p>また所属職員に対し、適正な支出事務処理について、指導徹底を図っていく。</p>

（2）こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 本市に交付先団体事務局がある補助金等の交付について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>市は補助金及び負担金の交付に当たっては、交付の目的に従って公正かつ効率的に行うとともに、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを確認する必要がある。しかしながら、平成 17 年度「福岡市子ども団体地域指導員連絡協議会補助金」、同「福岡市青少年団体連絡会議補助金」、同「福岡市青少年団体指導者協会補助金」、同「福岡市少年の翼交流事業負担金」及び同「成人の日記念行事負担金」の交付事務において、次のような事例が見受けられ、支出手続、事業実績の確認並びに交付先団体の現金管理、出納事務が不適切なものとなっていた。</p>	<p>本市が交付先団体事務局を務める補助金等の交付に関する事務処理については、交付先団体において経理規程を整備するとともに、本市においても「任意団体等に関する経理事務要領」及び「金庫取扱要領」を定め、適正な現金管理や出納事務を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>事業実績調査確認については、チェック態勢の強化として、交付先団体事務局担当係以外の職員が行うよう改めた。</p>

<p>上記補助事業等については、いずれも交付先団体の事務局が当課にあることから、交付先団体の現金管理や出納事務について経理規程を整備するとともに、決裁権者は、事務の執行状況の把握に努め必要に応じて適切な指導を行うなど、さらにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 事業実績調査確認を交付先団体の事務局担当係の職員が行っているが、客観的に実績を確認するためには、当該業務に従事していない職員が行うべきである。</p>	
<p>b 補助金等の交付先団体の出納事務において、既に公表されている事務局職員による運営経費の一部私的流用のほか、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(a) 書面による意思決定を得ないまま、事務局職員が会費等を現金で受領しているもの、預金口座から現金を引き出しているもの及び立替払を行っているものがあつた。</p>	<p>現金を受領する場合や預金口座から現金を引き出す場合には、定めた様式により書面で意思決定を得てから事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>また、立替払を行わないよう周知徹底を図った。</p>
<p>(b) 参加者負担金等を受領した後、速やかに預金口座に入金していないものがあつた。</p>	<p>現金による入金が発生した場合は、速やかに書面による意思決定を得て預金口座へ入金を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(c) 預金口座から現金を引き出した後、速やかに支払いをしていないものがあつた。</p>	<p>預金口座から現金を引き出した後は、速やかに支払いを行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(d) 支出伺に支出内容の記載がなく、支出の目的・理由、購入品目、数量等が確認できないまま決裁しているものがあつた。</p>	<p>支出伺に支出内容を明確に記載するよう徹底した。</p>
<p>(e) 現金出納簿と預金通帳の記帳内容が相違しているなど、現金管理や出納事務が不適切なものとなっていたにもかかわらず、決算報告がなされており、チェック機能が十分でなかった。</p> <p>(こども未来課)</p>	<p>現金出納簿の記載方法を改善するとともに、決算報告については十分な精査を行うこととし、チェック態勢の強化等を図った。</p>

(イ) 民間保育所補助金の交付事務について注意を求めるもの

市は補助金の交付に当たっては、交付の目的に従って公正かつ効率的に行う必要がある。しかしながら、平成17年度及び同18年度において、「延長保育事業補助金」、「一時保育事業補助金」及び「認可外保育施設児童支援事業補助金」の交付決定及び支出が速やかになされておらず、不適切なものとなっていた。

交付先団体には経営規模が小さな団体も含まれていると思われるため、補助金の交付に当たっては、その目的をふまえ速やかに事務処理を行うよう注意されたい。

a 平成17年度の交付決定及び支出を、申請書受理から長期日数経過後に行っていた。

b 平成18年度の「延長保育事業補助金」及び「認可外保育施設児童支援事業補助金」の交付決定を、実査日現在(平成18年9月22日)行っていなかった。

(保育所指導課)

当該補助金の交付決定及び支出については、これまで交付先団体すべてを一括して事務処理を行っていたが、平成19年度からは申請書の受理後速やかに交付決定及び支出を行うこととした。

平成18年度「延長保育事業補助金」については、平成18年10月12日に交付決定を行い、平成18年11月30日に支出した。また、平成18年度「認可外保育施設児童支援事業補助金」については、平成18年10月31日に交付決定を行い、平成19年2月6日に支出した。当該補助金の交付決定については、これまで交付先団体すべてを一括して事務処理を行っていたが、平成19年度からは申請書の受理後速やかに交付決定を行うこととした。

(ウ) 時間外勤務手当の支給事務について適正な事務処理を求めるもの

所属長は、職員を正規の勤務時間外に勤務させるときは、時間外勤務等命令簿によりあらかじめ勤務を命じ、勤務をさせたときは、同命令簿により事後に勤務の状況について確認しなければならない。しかしながら、平成17年度の時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務等命令簿を作成しておらず、同命令簿による命令及び事後の確認等がなされないまま支給しているものが多数見受けられ、不適切なものとなっていた。

時間外勤務について、時間外勤務等命令簿による事前の命令及び事後の確認等を所属職員に対し会議等で周知徹底し、福岡市職員の給与に関する条例及び同条例施行細則等に則った適正な時間外勤務手当支給事務の徹底を図った。

<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、福岡市職員の給与に関する条例及び同条例施行細則等に則り、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(保育所指導課南庄保育所)</p>	
--	--

(3) 経済振興局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託契約代金等の支出に当たっては、履行確認完了後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成16年度から同18年度の委託料や物品購入代金等の支出において、履行確認完了後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、迅速な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(創業支援室，経営企画課，開催運営課)</p>	<p>契約代金の支出については「会計事務研修」を受講させるとともに、「会計事務の手引き」に基づき迅速に事務処理を行うよう所属職員に周知徹底を図り、監査以降は適正に事務処理を行っている。</p>
<p>(イ) 委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>委託により業務を行う場合は、契約書及び仕様書等に基づき確実に業務を履行するよう受託者を指導しなければならない。しかしながら、平成17年度「福岡国際会議場管理運営等業務委託」において、次のような事例が見受けられたため、今後、関係規程等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>a 契約書により、毎月、概算払いによる委託料の請求があった場合に資金計画書を提出させ承認することとしているが、2月の設計変更時以外は、すべて提出させていなかった。</p> <p>b 仕様書により、収納金日計報告書及び同月計報告書を福岡市へ提出す</p>	<p>今後、委託により業務を行う場合は、契約書及び仕様書等に基づき確実に業務を履行させるよう受託者を指導することについて職員に徹底を図った。</p>

<p>ることとなっているにもかかわらず、すべて提出させていなかった。 (コンベンション課)</p>	
<p>(ウ) 公有財産(普通財産の貸付)について適正な執行を求めるもの</p> <p>公有財産の貸付等を行う場合は、関係規程等に則り契約書を作成するなど、適正な事務手続きを行わなければならない。しかしながら、福岡国際会議場及びマリンメッセ福岡駐車場用地においては、市有地を財団法人福岡コンベンションセンターへ有償で貸し付けているにもかかわらず、賃料等必要な事項を定めた契約書を作成せず、また、市で必要とされる決裁を取らないまま、駐車場に係る収益と費用との差額を賃料として市へ納付させていた。</p> <p>平成18年度からは、当該駐車場を利用料金制としているため賃貸借は発生していないが、今後、所管する公有財産の貸付等を行うに当たっては、関係規程等に則り適正な事務処理を行われない。</p> <p>(コンベンション課)</p>	<p>今後、所管する公有財産の貸付等を行うに当たっては、関係規程等に則り適正な事務処理を行うよう職員に徹底を図った。</p>

2 テーマ監査

監査の結果	措置の状況
<p>ア 物品購入契約事務に当たり一括発注等の効率的な購入を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的な発注を行うとともに、経済性も考慮しなければならない。また、契約に当たっては、福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に基づき、予定価格の金額に応じ所掌する契約担当課に契約を依頼しなければならない。しかしながら、平成16年度及び同17年度における液晶テレビ(モニターテレビ)4台及び物置2棟の購入において、契約担当課に一括発注すべきところを分割し原課で契約していた。</p>	<p>物品購入契約事務については、関係規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>今後、物品の購入契約に当たっては、競争性、効率性や経済性等を考慮するとともに、関係規則等に則り適正に事務処理されたい。 (経済振興局経営企画課、開催運営課)</p>	
<p>イ 乗車券等の出納管理について注意を求めるもの</p> <p>乗車券等の出納管理に当たっては、福岡市会計規則をはじめ関係法令に則り、使用状況の把握とともに帳簿の点検等、適時検査を行わなければならない。しかしながら、平成17年度及び同18年度の乗車券等の出納管理において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後、出納管理に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) よかネットカード、えふカード及びワイワイカードの出納管理において、当該出納簿の記帳の誤り等が多数見受けられた。その結果、よかネットカード及びえふカードについて、現物と出納簿の残額が一致していなかった。</p>	<p>出納簿の記帳誤りを修正し、使用状況を再精査した結果、現物と出納簿の残額は一致した。</p> <p>今後は、適時使用状況を把握するとともに、検査体制の改善を行って、福岡市会計規則に則った適正な事務処理に努めるよう、所属職員に対する研修と周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 福岡都市高速回数通行券の出納簿の記帳について、会計年度毎に調製されていなかった。また、通行券番号順に出納記帳されているため、出納年月日順に整理されていなかった。</p> <p>(下水道局河川建設課)</p>	<p>福岡都市高速回数通行券の再整理を行い、会計年度毎に調製した。</p> <p>今後は、福岡市会計規則に則り、適正な事務処理に努めるよう、所属職員に対する研修と周知徹底を図った。</p>
<p>ウ 物品の購入契約事務について注意を求めるもの</p> <p>物品購入代金等の支出に当たっては、納品等の履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成17年度の物品購入事務において、納品等の検査完了から支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられ</p>	<p>迅速な事務処理を行うため、「物品調達契約番号及び支払管理表」を新たに作成し、経理担当者が毎週1回、契約番号・契約件名・契約金額・履行期間・検査完了日・支払日をチェックすることにより、検査完了日から支払日までの日数管理を行うこととした。</p> <p>また、納品等の検査完了後、債権者(納入業者等)に対し、速やかに請求書の提出を促すこととした。</p> <p>(交通局乗客課)</p>

<p>た。 今後、支出に当たっては、迅速な事務処理を行うよう努められたい。 (交通局乗客課，教育委員会西高宮小学校)</p>	<p>物品購入契約に係る支出事務については、関係法令等に則り速やかに行い、債権者との相互連絡についても十分に行うよう所属職員へ口頭により周知徹底を図った。 (西高宮小学校)</p>
<p>(まとめ) 事務の効率化のためにパソコンで物品出納簿を作成し管理している事例が見受けられたが、現行の会計規程上では問題があるため、不適切な事務手続きと言わざるを得ない。 しかしながら、今日の高度な技術社会への移行に伴い、電子機器の役割が増大している状況に鑑み、パソコンを活用することで日々の単純なミスを防ぐ等、事務改善や効率化等の推進が図れるよう、今後、会計事務の所管課において、現行の規定・様式等を見直し、現状に沿ったものとなるよう検討・改善していくことが望まれる。</p>	<p>物品出納簿のパソコン記帳については、物品の適正管理の観点と、今日の電子機器の役割が増大している状況や、事務改善・効率化等の観点の両方から検討を行い、平成19年度よりパソコンによる記帳が可能となるよう会計規則等における所要の改正を行った。</p>

(工事監査)
 1 局別監査
 (1) 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算について注意を求めるもの 平成 17 年度「田島公民館前広場整備 工事」 (契約金額 2,917 万 3,200 円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等 への支障を生じさせないように交通誘導 員が必要とされている。交通誘導員は、 施工場所の条件変更や交通管理者との 協議によってその人員が変動すること があるため、契約図書において配置人 員を明確にしておくことが必要であ る。しかし、本工事の設計図書にはそ の総数が記載されたのみで 1 日当たり の配置人員が明示されず、結果として、 契約図書においても交通誘導員の配置 人員の明示がされていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、積算 の根拠を明確にしないまま交通誘導員 の総数を増員した。</p> <p>さらに、変更設計図書に配置人員が 明示されず当初契約時と同様に、変更 後の契約図書においても配置人員の明 示がされていなかった。</p> <p>工事の円滑な執行を図るため、契約 図書に交通誘導員の配置人員を明示す べきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(公民館整備課)</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、工事における契 約図書への交通誘導員の配置人員の明 示等、平成 14 年 5 月 27 日付、下水第 474 号通知の「土木工事施工条件明示」 を基に、適正な設計積算を行っておりま す。</p>
<p>(イ) 契約事務について注意を求めるもの 平成 16 年度「社領スポーツ広場(仮 称)グラウンド整備工事」 (契約金額 2,623 万 5,300 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律」に規定する対 象建設工事に該当するため、同法第 1 3 条に基づき再資源化等に要する費用 等を書面に記載し、それを変更する ときは、変更内容を書面に記載しな ければならないこととなっている。</p> <p>当初、特定建設資材廃棄物が発生し</p>	<p>「建築リサイクル等に基づく解体費 用等に関する書面」については、所管課 及び契約課との連絡事務に際し、所管課 が変更内容を記述した通知文を添付し なかったことから、一連の契約事務にお いて、変更請書への表示がなされてい ない結果となったものであり、今後遺漏な きよう努めていく。</p>

<p>ない旨の書面が取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い特定建設資材廃棄物が発生したにもかかわらず、その内容が書面に記載されていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(スポーツ課 建築局施設建設課関連)</p>	
---	--

(2) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの 平成17年度「別府小学校留守家庭子ども会室改築工事」 (契約金額 2,038万5,750円)</p> <p>当初設計による建物配置については、用地提供者である小学校と協議の上設計し工事を開始したが、基礎工事途中で周辺住民より日当たり等の環境の悪化を理由に建物配置について変更の申し入れがあり、建物配置の変更を行った。そのことにより、すでに施工されていた基礎が不用となり撤去された。</p> <p>今後は、事前に関係者との協議調整を十分に行うよう、努められたい。</p> <p>(保育課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>建物配置については、用地提供者である小学校及び周辺住民等の関係者と事前に十分協議調整のうえ、設計積算を行うこととした。</p>

(3) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 施工管理について注意を求めるもの 平成17年度「(仮称)西消防署元岡出張所新築工事」 (契約金額 9,103万5,000円)</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、屋根工事等において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。</p> <p>今後は、作業の安全管理について規則を遵守するよう、請負者への指導の徹底を図られたい。</p> <p>(管理課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>高さが2m以上の箇所で作業をする場合には、「労働安全衛生規則」を遵守するよう請負者に指導するとともに、所属職員にも十分留意するよう研修を行い周知徹底を図った。</p>

<p>(イ) 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの 平成 16 年度「(仮称)早良消防署東入部出張所用地造成工事」 (契約金額 871 万 5,000 円)</p> <p>本工事は建築工事に先行し、敷地内の雨水排水のため U 型側溝とグレーチング蓋等の設置を施工している。しかし、U 型側溝の施工時に図面による建築工事での完成地盤高さを見誤ったため、敷地面と不整合が生じた。その結果、グレーチング蓋が不必要なものとなった。</p> <p>工事施工に当たっては、契約図書等の内容を把握し施工すべきであった。</p> <p>今後は、十分注意し適正な設計積算、施工管理を図りたい。</p> <p>(管理課)</p>	<p>工事の施工に当たっては、設計図書と施工計画書の確認業務を確実にを行い、適正な施工をするよう請負者に指導するとともに所属職員にも十分留意するよう研修を行い周知徹底を図った。</p>
--	--

(4) 水道局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算について注意を求めるもの a 平成 16 年度「東区箱崎 4 丁目地内 600 mm 配水管布設工事」 (契約金額 1,603 万 4,550 円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、交通管理者との協議により交通誘導員の配置人員を増員したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員を明示すべきであった。</p>	<p>交通誘導員の配置人員の明示については設計積算要綱に基づき適正に行うよう所属職員に周知した。</p>

<p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	
<p>また、次の工事においても同様な事例が認められた。</p> <p>b 平成 16 年度「中央区輝国 1 丁目地内減圧弁設置工事」</p> <p>(契約金額 1,229 万 250 円)</p> <p>(中部管整備課)</p>	<p>交通誘導員の配置人員の明示については設計積算要綱に基づき適正に行われるように研修を行い、職員に周知徹底を図った。</p>
<p>c 平成 17 年度「東区香椎浜 1 丁目地内 800 mm 配水管布設工事」</p> <p>(契約金額 5,394 万 600 円)</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>交通誘導員の配置人員の明示については設計積算要綱に基づき適正に行うよう所属職員に周知した。</p>
<p>(イ) 契約事務について注意を求めるもの</p> <p>a 平成 16 年度「東区箱崎 4 丁目地内 600 mm 配水管布設工事」</p> <p>(契約金額 1,603 万 4,550 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。</p> <p>当初、同法に基づく書面は取り交わされていたが、工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になったにもかかわらず、変更内容が書面に記載されていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等の記載については、局統一の様式を作成し、契約事務が適正に行われるよう所属職員に周知した。</p>
<p>また、次の工事においても同様な事例が認められた。</p> <p>b 平成 16 年度「城南区友泉亭地内電動弁室築造外工事」</p> <p>(契約金額 4,315 万 5,000 円)</p> <p>(水管理課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等の記載については、局統一の様式を作成し、契約事務が適正に行われるよう職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>c 平成 16 年度「中央区輝国 1 丁目地内減圧弁設置工事 (契約金額 1,229 万 250 円) (中部管整備課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等の記載については、局統一の様式を作成し、契約事務が適正に行われるよう職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>d 平成 16 年度「番托系 2 号導水管推進工事 (5 工区推進 1 - 1) (契約金額 1 億 9,047 万 5,250 円) (浄水施設課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等の記載については、局統一の様式を作成し、契約事務が適正に行われるよう職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>e 平成 17 年度「東区原田 4 丁目地内配水管布設工事」 (契約金額 3,508 万 2,600 円) (東部管整備課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等の記載については、局統一の様式を作成し、契約事務が適正に行われるよう所属職員に周知した。</p>
<p>f 平成 17 年度「東区香椎浜 1 丁目地内 800 mm 配水管布設工事」 (契約金額 5,394 万 600 円) (東部管整備課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等の記載については、局統一の様式を作成し、契約事務が適正に行われるよう所属職員に周知した。</p>
<p>g 平成 16 年度「東区松田 1 丁目地内 600 配水管布設工事」 (契約金額 1,021 万 6,500 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。 今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>再資源化等に要する費用等の記載については、局統一の様式を作成し、契約事務が適正に行われるよう所属職員に周知した。</p>
<p>h 平成 17 年度「中部地区配水管布設設計委託 (単価契約) 」 (支払金額 3,323 万 5,152 円)</p> <p>本委託の指令書 4 件について、設計内容の一部に誤りがあったため修正を指示した。しかし、修正を指示した成果品が納品されていないにもかかわらず、完了したこととして委託料が支払われていた。 今後は、契約内容の適正な履行を行われたい。</p> <p>(中部管整備課)</p>	<p>契約内容の適正な履行が行われるよう研修を行い、職員に周知徹底を図った。</p>

<p>(ウ) 設計積算及び契約事務について注意を求めるもの</p> <p>a 平成 16 年度「今津高所配水池築造工事 1」 (契約金額 3 億 3,689 万 2,500 円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において調整リング接着剤等の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。</p> <p>(西部管整備課)</p>	<p>工事の設計変更については、建設工事請負契約書に基づき設計積算、契約事務が適正に行われるよう、職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成 16 年度「南区野多目 1・3 丁目地内外環状共同溝内配水管布設工事」 (契約金額 1 億 541 万 6,850 円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において P C 板防水工コーキング材の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。</p> <p>(中部管整備課)</p>	<p>工事の設計変更については、建設工事請負契約書に基づき設計積算、契約事務が適正に行われるよう、職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>c 平成 16 年度「早良区次郎丸 2 丁目～西区橋本 2 丁目地内外環状共同溝内（室見川シールド）共同管布設工事」 （契約金額 1 億 9,794 万 8,100 円）</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において軽量鋼矢板供用日数を誤って積算していたということを理由に、契約図書に明示のない同日数を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。</p> <p>（中部管整備課）</p>	<p>工事の設計変更については、建設工事請負契約書に基づき設計積算、契約事務が適正に行われるように職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(I) 設計積算、施工管理及び契約事務について注意を求めるもの</p> <p>平成 14 年度「多々良浄水場浄水処理施設築造工事」 （契約金額 15 億 3,704 万 1,450 円）</p> <p>a 本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書においてオゾン処理棟築造工事及び粒状活性炭吸着池築造工事の躯体支保工費を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算、契約事務に努められたい。</p>	<p>工事の設計変更については、建設工事請負契約書に基づき設計積算、契約事務が適正に行われるように職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>b 場内配管工の試掘において、一部箇所で直掘り掘削深が2 m以上あるにもかかわらず、危険防止のための土留工の設置がされずに、その内部で作業が行われていた。</p> <p>今後は、施工中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図りたい。</p> <p>(浄水施設課)</p>	<p>請負者へ安全管理の指導徹底を書面で周知すると共に職員が再認識するため研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、毎月1回施工現場の安全パトロールを行い安全管理に努めている。</p>
--	---

(5) 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>a 平成16年度「福岡市高速鉄道3号線橋本駅上部照明灯設置工事」 (契約金額 1,905万8,550円)</p> <p>本工事は、橋本駅地上部の西鉄バス、民営駐車場及び駐輪場の整備計画が未確定の状態が発注されており、本工事の照明灯の設置位置等を示す設計図面がなかった。また、契約後、地上部の整備計画が確定したため設計変更がなされたが、変更内容を示す設計図面等がなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠である。</p> <p>今後は、設計積算の基本をふまえ、適正な設計図書の作成並びに工事発注を行うよう努められたい。</p> <p>(技術課)</p>	<p>必要図面の添付について起工時のチェックリストに追加するとともに、確実に精査を行うよう周知徹底した。</p>
<p>b 平成16年度「博多駅外1ヶ所非常用ポンプ増設工事」 (契約金額 2,730万円)</p> <p>(a) 本工事は、地下鉄構内への浸水対策を目的として設置された非常用ポンプ設備工事である。</p> <p>本工事完了時、竣工時における検査で実負荷による排水機能及び排水状態の確認が行われていなかった。非常時に確実に機能し、高</p>	<p>運転確認については、仮設水槽を設置して実負荷運転を行った。</p> <p>維持管理については、試験用水の確保及び試験運転方法の手順を確認するとともに、今後は浸水訓練時等に実負荷訓練を行う。</p>

<p>い信頼性が求められる設備である以上，実負荷による運転確認は不可欠である。</p> <p>また，非常時に備え，長期にわたり機能を維持し続けるためには，排水機能の確認を含め定期的な維持管理が重要であるが，必要な用水を容易に確保して試験排水運転ができるシステムとなっていないため，維持管理においても信頼性を確保することが困難な設備となっている。</p> <p>浸水対策のために計画された当該設備が，長期にわたって適切に維持管理がなされるように検討されたい。</p>	
<p>(b) 機械設備工事である本工事には，電気設備工事が含まれている。交通局「共通費積算要領」によると，機械設備工事に含む電気設備工事は「専門工事」として共通費を算出することとなっているが，「専門工事」の適用がなされていない。</p> <p>今後は，「共通費積算要領」に基づき適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	<p>共通費の算出については「共通費積算要領」に基づき積算を行うように所属職員に対し研修を行い，周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 設計積算及び契約事務について注意を求めるもの</p> <p>a 平成 16 年度「福岡市高速鉄道 3 号線渡辺通工区道路本復旧工事」（契約金額 1 億 4,402 万 4,300 円）</p> <p>(a) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため，同法第 13 条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し，それを変更するときは，変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。</p> <p>当初，同法に基づく書面は取り交わされていたが，工事内容の変更に伴い同書面に記載の特定建設資材廃棄物数量等が変更になった</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面を作成するための契約担当課（経理課）への通知について，起工（当初及び変更）時のチェックリストに追加するとともに，確実に精査を行うよう周知徹底した。</p>

<p>にもかかわらず，変更内容が書面に記載されていなかった。 今後は，適正な契約事務に努められたい。</p>	
<p>(b) 本工事については，施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は，施工場所の条件変更や交通管理者との協議によってその人員が変動することがあるため，契約図書において配置人員を明確にしておくことが必要である。しかし，本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員が明示されていなかった。 また，設計変更を行った際に，交通管理者との協議により交通誘導員の配置人員を減員したが，変更後の契約図書においても明示されていなかった。 発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため，契約図서에交通誘導員の配置人員を明示すべきであった。 今後は，適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（技術課）</p>	<p>契約図書への条件明示に係る通知文書を設計担当職員に配布するとともに，確実に精査を行うよう周知徹底した。</p>
<p>b 平成 16 年度「福岡市高速鉄道 3 号線橋本駅上部整備工事」 （契約金額 8,105 万 4,750 円）</p> <p>(a) 本工事において，工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが，その変更の中で，発注時の設計書において仮囲い撤去工の単価を誤って積算していたということを理由に，工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い，請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており，契約書に定めのない部分の変更を行ったことは，適切な契約変更ではなかった。 今後は，適正な設計積算，契約事務に努められたい。</p>	<p>原則的に契約図書で数量を明示することとし，一式計上する場合は，内容について確実に精査することを周知徹底した。</p>

<p>(b) 本工事においては、舗装工等の施工内容が当初設計から変更されているが、変更契約図書にはその変更内容を示す設計図面が添付されていなかった。</p> <p>工事は、変更内容を示す図面がないまま監督員の指示により行われていた。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また、竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠である。</p> <p>今後は、十分注意して適正な設計図書の作成を図られたい。</p> <p>(技術課)</p>	<p>必要図面の添付について起工時のチェックリストに追加するとともに、確実に精査を行うよう周知徹底した。</p>
--	--

2 テーマ監査

(1) 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>適正に保管管理すべき工事記録写真を紛失しているもの、決裁権者の押印を漏らしたまま請書を徴し工事に着手させたもの、かし担保期間の設定に誤りがあったものなど、18件の工事について不適切なものが見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>18件の不適切な工事については、契約事務規則などの関係規則に基づき、適正な事務処理を行った(詳細は以下のとおり)。また、関係職員に対しても指導徹底を図った。</p> <p>「社領スポーツ広場(仮称)管理棟周り舗装工事」の共済証紙の購入に関しては、施工業者が本件工事と前後して同じ場所で実施した「社領スポーツ広場(仮称)舗装工事」の施工を行っており、2つの工事を区別して行うべきとの認識がなく、結果として工期を過ぎて納付されたもの。今後は遺漏なきよう努めていく。</p> <p>(スポーツ部)</p> <p>ご指摘のあった2件の工事については、事後ではありますが、起工書を作成し適正に処理を完了しました。</p> <p>(防災・危機管理課)</p> <p>工事完成検査報告書について、「福岡市請負工事監督規程」に基づき工事完成検査報告書に監督課の決裁を受ける様改善しました。建設業退職共済掛金について、工事監督課と連携し、工期内納</p>

	<p>付を確認する様に改善しました。 (同和対策課)</p> <p>今回の指摘事項を踏まえ、関係書類の保管は厳格にする。また、決裁等については、決裁権者が不在の場合は、その上位の者の決裁を徹底するなど、取扱事務処理において遺漏のないように徹底した。 (公民館整備課)</p>
--	---

(2) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>工事完成検査において立会人と検査員を同一人としていたもの、工事完了受渡しから相当期間経過しての支払いとなっていたものなど、6件の工事について不適切なものが見受けられた。 今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>工事完成検査については、検査員とは別の職員を立会人に指名することを徹底した。 また、支払いについては、工事完了受渡後、請求がない場合は、相手方へ請求行為を催促するなど迅速な支払い手続きに努めるよう周知徹底した。</p>

(3) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>建設工事退職金共済制度に基づく証紙の購入がなされていなかったもの、かし担保期間の設定に誤りがあったもの、工事完了受渡しから相当期間経過しての支払いとなっていたもの、適正に保管管理すべき工事記録写真を紛失しているものなど、12件の工事について不適切なものが見受けられた。 今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>適正な事務処理を行うため、契約から検査、支払いまでの事務処理について、所属職員に研修を行い周知徹底を図った。</p>